

(案)

○電波法関係審査基準新旧対照表（下線が改正箇所）

改正後					改正前				
別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第7 略]					別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第7 同左]				
第9 航空機局 [1・2 略]					第9 航空機局 [1・2 同左]				
<u>3 航空機局は、その用途区分に従い次のとおり規定する装置を有しているものであること。</u>					<u>3 航空機局は、その用途区分に従い次表に掲げる装置を有しているものであること。</u>				
<u>(1) 航空法第60条の規定に基づき、航空機局に設置される無線設備は航空法施行規則第145条から第147条までの規定に基づき、その用途区分に従い次表に掲げる装置及びその数量以上を有しているものであること。</u>									
航空機の用途区分 装置区分		航空運送事業用 最大離陸重量		その他	備考	航空運送事業用 最大離陸重量		その他	備考
		5,700kg超	5,700kg以下			5,700kg超	5,700kg以下		
管制区又は管制 圏を航行する航 空機に義務付け られる装置	無線電話 (VHF)	2	1			無線電話 (VHF)	2	1	航空法第60条、航 空法施行規則第146 条
	ATC トランスポンダ	1							
航空運送事業の 用に供するため に航空機に義務 付けられる装置	無線電話 (HF)	2	1		無線電話にあって は洋上航行の場合 に限る。航空法第 60条、航空法施行 規則第147条	無線電話 (HF)	2	1	
	気象レーダー	1	—						
計器飛行等を行	機上DME	1	—			機上DME	1	—	VOR受信装置を

用に供するため に航空機に義務 付けられる装置	(HF) 気象レーダー	1	二	二	は洋上航行の場合 に限る。
計器飛行等を行 う航空機に義務 付けられる装置	機上DME	1	二		VOR受信装置を 装備することとさ れているものに限 る。

(2) 航空法第 62 条の規定に基づき、航空機局に設置される航空機用救命無線機 (ELT) については、航空法施行規則第 150 条に掲げる表の区分に従い同表に掲げる装置及びその数量以上を有しているものであること。

[4～6 略]

[第 10～第 25 略]

別紙 2 (第 5 条関係)無線局の目的別審査基準

第 1 航空海上関係

[1～21 略]

22 航空機搭載型合成開口レーダーの無線局

航空機搭載型合成開口レーダーの無線局の審査は、別紙 1 の第 11 によるほか、次の基準により審査を行う。

(1) 無線局の種別は、無線標定移動局であること。

う航空機に義務 付けられる装置					装備することとさ れているものに限 る。航空法第 60 条、 航空法施行規則第 145 条
所要の飛行区分 に従い義務付け られる装置	航空機 用救命 無線機		2		航空法第 62 条、航 空法施行規則第 150 条

[4～6 同左]

[第 10～第 25 同左]

別紙 2 (第 5 条関係)無線局の目的別審査基準

第 1 航空海上関係

[1～21 同左]

[新設]

- (2) 設備規則第 49 条の 4 の 3 に定める条件に適合するものであること。
- (3) 搭載される航空機は、航空法第 2 条第 17 項に規定する計器飛行方式による飛行の方式によるものであること。
- (4) 航空機搭載型合成開口レーダーの無線局を運用する際は、国土交通省に対し無線局運用規則第 150 条に定めるノータムを送信するよう依頼する旨の資料が提出されていること。なおその資料には、航空機用気象レーダーを運用する者から混信の報告があった場合には、速やかに停止する旨を合わせて記載していること。また、航空機用気象レーダーの受信機の飽和を引き起こさないよう、「他の航空機との近接時においては、等価等方輻射電力が、150m を 1 として高度差を表した値を二乗した値を真数として、底を 10 として対数をとった値を 10 倍した値に 59.5dBW を足した値以下の場合に限る。」とする旨の附款を付すものとする。
- (5) 隣接周波数を利用する精密進入レーダーの無線局との混信防止のための運用調整に関する資料が提出されていること。
- (6) BS 放送及び CS 放送の受信設備にイメージ妨害を与えないよう運用調整に関する資料が提出されているこ

と。

備考 表中の [] の記載及び二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。